

担当	青森労働局労働基準部監督課 課長 外崎 健至 主任監察監督官 小鹿 直人 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎2階 電話 017-734-4112
----	--

## 平成26年度における建設工事に係る監督指導結果について

### - 労働安全衛生法違反268現場・作業停止等命令48現場 -

青森労働局(局長 ともふじ としあき 友藤 智朗)では、青森県内の各労働基準監督署において平成26年度(平成26年4月～平成27年3月)に建設工事に対して実施した監督指導の結果を取りまとめた。

#### <概要>

##### 1 監督指導結果

###### (1) 建設工事(木造家屋等低層住宅建築工事以外)

土木工事については、68現場を対象に監督指導を実施し、そのうち49現場において元方事業者、車両系建設機械等に係る労働安全衛生法違反が認められたため是正勧告等を行った。

建築工事については、148現場を対象に監督指導を実施し、そのうち108現場において元方事業者、墜落防止・通路・足場等に係る労働安全衛生法違反が認められたため是正勧告等を行い、また、そのうち21現場において高所作業場所での作業停止等命令の行政処分を行った。

###### (2) 木造家屋等低層住宅建築工事

131現場を対象に監督指導を実施し、そのうち111現場において元方事業者、木材加工用機械、墜落防止・足場等に係る労働安全衛生法違反が認められたため是正勧告等を行い、また、そのうち27現場において高所作業場所での作業停止等命令の行政処分を行った。

##### 2 今後の対応

建設工事における労働安全衛生法の遵守及び労働災害防止を図らせるため、建設工事監督指導強化期間を設けるなどにより引き続き監督指導を行うとともに、重大・悪質な労働安全衛生法違反を繰り返す事業者及び重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては司法処分(送検)を含めて厳正に対処することとしている。

※詳細は別紙「平成26年度建設工事監督指導結果」のとおり。

## 平成26年度建設工事監督指導結果

## 1 監督指導結果

## (1) 建設工事(木造家屋等低層住宅建築工事以外)

## ア 監督指導の状況

建設工事の種別	土木工事	建築工事	合計
対象現場数	68	148	216
違反現場数	49	108	157
違反率	72.1%	73.0%	72.7%
作業停止等命令現場数 (違反現場に対する割合)	0 (0.0%)	21 (19.4%)	21 (13.4%)

土木工事については、68現場を対象に監督指導を実施し、そのうち49現場において労働安全衛生法違反が認められたため是正勧告等を行った。

建築工事については、148現場を対象に監督指導を実施し、そのうち108現場において労働安全衛生法違反が認められたため是正勧告等を行い、また、そのうち21現場において作業停止等命令の行政処分を行った。

土木工事・建築工事合計では、216現場を対象に監督指導を実施し、そのうち157現場において労働安全衛生法違反が認められたため是正勧告等を行い、また、そのうち21現場において作業停止等命令の行政処分を行った。

## イ 主な労働安全衛生法違反の状況

建設工事の種別	土木工事			建築工事			合計		
	該当 現場数	違反 現場数	違反率	該当 現場数	違反 現場数	違反率	該当 現場数	違反 現場数	違反率
元方事業者	53	32	60.4%	126	59	46.8%	179	91	50.8%
車両系建設機械	60	32	53.3%	41	18	43.9%	101	50	49.5%
墜落防止	17	3	17.6%	104	15	14.4%	121	18	14.9%
通路・足場	42	5	11.9%	115	25	21.7%	157	30	19.1%

土木工事については、元方事業者及び車両系建設機械に係る違反が多く、それぞれの違反が32現場において認められた。

建築工事については、元方事業者及び墜落防止・通路・足場に係る違反が多く、それぞれの違反が59現場及び40現場において認められた。

土木工事・建築工事合計では、元方事業者、車両系建設機械及び墜落防止・通路・足場に係る違反は、それぞれ91現場、50現場及び48現場において認められた。

なお、行政処分については、高所作業場所での作業停止等命令がほとんどであった。

また、項目ごとの具体的違反内容の例は次のとおりである。

## (ア) 元方事業者

- ・ 関係請負人(下請事業者)に対して労働安全衛生関係法令違反をしないよう必要な指導等を行っていない。
- ・ 協議組織の設置・開催、関係請負人との連絡・調整、作業場所の巡視等を行っていない。
- ・ 足場等について、関係請負人に使用させるときに、労働災害を防止するた

めの必要な措置を講じていない。

(イ) 車両系建設機械

- ・ あらかじめ作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行っていない。
- ・ 接触危険箇所に労働者を立ち入らせている、又は誘導者を配置して誘導させていない。
- ・ 荷のつり上げ等の主たる用途以外の用途に使用している。
- ・ 定期(1年及び1か月以内ごとに1回)自主検査又は作業開始前点検を行っていない。

(ウ) 墜落防止

- ・ 高さ2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落危険箇所に、囲い、手すり、覆い等を設けていない。

(エ) 通路・足場

- ・ 足場の高さ2メートル以上の作業床に、手すり等を設けるなどの必要な措置を講じていない。
- ・ 作業場に通ずる場所及び作業場内に、安全な通路を設けていない。

(2) 木造家屋等低層住宅建築工事

ア 監督指導の状況

対象現場数	131
違反現場数	111
違反率	84.7%
作業停止等命令現場数 (違反現場に対する割合)	27 (24.3%)

131現場を対象に監督指導を実施し、そのうち111現場において労働安全衛生法違反が認められたため是正勧告等を行い、また、そのうち27現場において作業停止等命令の行政処分を行った。

イ 主な労働安全衛生法違反の状況

項目	該当現場数	違反現場数	違反率
元方事業者	73	36	49.3%
木材加工用機械	96	30	31.3%
墜落防止	119	46	38.7%
足場	111	52	46.8%

元方事業者、木材加工用機械及び墜落防止・足場に係る違反は、それぞれ36現場、30現場及び98現場において認められた。

なお、行政処分については、高所作業場所での作業停止等命令がほとんどであった。

また、項目ごとの具体的違反内容の例は次のとおりである。

(ア) 元方事業者

- ・ 高さ2メートル以上の作業床等で墜落危険箇所について、関係請負人(下請事業者)に使用させるときに、囲い、手すり、覆い等を設けていない。
- ・ 足場について、関係請負人に使用させるときに、労働災害を防止するための必要な措置を講じていない。

(イ) 木材加工用機械

- ・ 携帯用丸のこ盤の歯の接触予防装置について、有効な状態で使用されるよう点検及び整備を行っていない。

(ウ) 墜落防止

- ・ 高さ2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落危険箇所、囲い、手すり、覆い等を設けていない。
- ・ 移動はしごに、すべり止め装置の取付けその他転位を防止するために必要な措置を講じていない。

#### (I) 足場

- ・ 足場の高さ2メートル以上の作業床に、手すり等を設けるなどの必要な措置を講じていない。
- ・ 鋼管足場の構造が、規則に適合していない。

## 2 今後の対応

監督指導結果によると、多くの建設工事において労働安全衛生法違反が認められ、また、死亡災害等重篤な労働災害の発生原因となり得る違反も多く認められたことから、建設工事における労働安全衛生法の遵守及び労働災害防止を図らせるため、次のとおり対応することとしている。

- (1) 各労働基準監督署において、建設工事監督指導強化期間を設けるなどにより引き続き監督指導を行うとともに、重大・悪質な労働安全衛生法違反を繰り返す事業者及び重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては司法処分(送検)を含めて厳正に対処する。
- (2) 青森労働局において、建設業関係団体に対し、傘下の会員事業場等に対する監督指導結果の周知及び必要な措置の実施指導を行うよう文書要請する。